

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集（株）佐伯コミュニケーションズ （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和四年
号外（七）
二月十八日

（金曜日）

目次

監査公表

監査結果の公表.....一

○監査公表

監査委員公表第684号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月18日

大分県監査委員	長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	井 上 明 夫
大分県監査委員	藤 田 正 道

令和四年二月十八日

大分県報号外（監査公表）

一

令和3年度行政監査結果報告書

－ テーマ －

県が関与する任意団体の状況について

令和4年2月

大分県監査委員

目 次

第1	監査のテーマ及び監査の目的	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
第2	監査の実施概要	1
1	監査の種類及び基準	1
2	監査の主眼	1
3	監査対象事務及び監査対象機関	2
(1)	監査対象事務	2
(2)	監査対象機関	2
4	監査対象年度	2
5	監査の実施時期及び実施内容	2
(1)	実施時期	2
(2)	実施内容	3
第3	監査対象事務の概要	4
1	監査対象団体について	4
(1)	設立後の経過年数	4
(2)	決算状況	4
(3)	県からの補助金等受入状況	5
(4)	県職員の役職員への就任状況	6
2	任意団体に対する県の関与等について	8
(1)	県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針	8
(2)	大分県県有財産規則等	9
(3)	大分県会計規則等	10
(4)	平成17年度行政監査の結果	10
第4	監査の結果	12
1	任意団体の運営と県の指導状況について	13
(1)	事業の運営	13
(2)	規約等規程の整備運用	13
(3)	総会の運営等	17
(4)	経理処理の状況	20
(5)	内部統制の取組	24

(6) 任意団体の今後の在り方についての検討等	25
2 任意団体への県の関与の状況について	26
(1) 人的関与（県と任意団体との事務区分等）	26
(2) 財政的関与（補助金等の県費支出に係る事務処理等）	28
(3) 任意団体の県庁舎使用における手続等	28
3 任意団体の運営に係る内部統制について	30
(1) 業務に関わる法令等を遵守する ～規約等規程の整備と適正な運用	30
(2) リスクを招く環境をつくらない ～リスクの回避・低減	30
(3) チェック機能確立する ～内部けん制と内部監査の徹底	31
4 関係機関の役割 ～行政企画課・所管課・部局主管課の連携	32
まとめ	34
《参考資料》	35

第1 監査のテーマ及び監査の目的

1 監査のテーマ

「県が関与する任意団体の状況について」

2 監査の目的

県の庁舎内には、県の施策を効果的に推進するため、様々な任意団体（「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」第2に定義（※）されるもの。以下「任意団体」という。）が事務局を置き、県と密接な連携を図りながら業務を行っている。

これらの任意団体は、県職員が事務局員を兼ねているものや、運営等の財源として県から支出される公金が含まれているものがあるため、業務執行上の公務との区分や、公金に準ずる会計事務等、公正かつ公平な業務運営が求められる。

そこで、任意団体の運営状況並びに任意団体に対する県の指導及び関与の状況等について検証することにより、県と任意団体との協働及び団体運営の一層の適正化に資する。

※定義…法令上の根拠を有しない県以外の団体であって、県の庁舎内に事務局を置くもの又は当該団体の事務が主として県の庁舎内で行われているもの。
ただし、県職員のみで構成する親睦会、勉強会等の団体は除く。

第2 監査の実施概要

1 監査の種類及び基準

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に定める行政監査として、大分県監査委員監査基準（令和2年3月3日大分県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施した。

2 監査の主眼

この監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

(1) 任意団体の運営と県の指導状況について

- ア 設立目的に合致した事業運営が行われているか。
- イ 規約等規程の整備や総会の運営等は適正に行われているか。
- ウ 経理処理は適正に行われているか。
- エ 内部統制は適正に機能しているか。
- オ 任意団体の今後の在り方について検討されているか。

(2) 任意団体への県の関与の状況について

- ア 人的関与（県と任意団体との事務区分等）は適正に行われているか。
- イ 財政的関与（補助金等の県費支出に係る事務処理等）は適正に行われているか。
- ウ 県の庁舎内に事務局を設置するに当たり、事務手続や経費負担は適正に行われているか。

3 監査対象事務及び監査対象機関

(1) 監査対象事務

「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」（平成19年5月行政企画課伺定め）第9に基づき、各任意団体を所管する課等（以下「所管課」という。）の長から行政企画課長へ報告された結果を踏まえ、県職員の関与（役員又は事務局員への就任）、任意団体の決算状況（決算規模、決算額における繰越額の割合、人件費の支出等）、県からの補助金等の受入状況（決算額における県からの受入額の割合、補助金・負担金の受入規模等）等を考慮し選定した50団体（以下、「監査対象団体」という。）に関する事務を対象とした。

(2) 監査対象機関

監査対象団体を所管する50機関（団体の指導監督の総合調整を所管する行政企画課を含む。）を対象とした。

[表1 県が関与する任意団体数・監査対象機関数等]

（単位：団体、機関）

部局等	指針第9の報告（※）		監査対象	
	団体数	所管課の数	団体数	機関数
知事部局	162	69	43	43
総務部	33	9	8	8
企画振興部	20	7	3	3
福祉保健部	14	11	6	6
生活環境部	29	8	5	5
商工観光労働部	20	9	5	5
農林水産部	33	18	13	13
土木建築部	13	7	3	3
議会事務局	13	2	2	2
病院局	3	1	1	1
教育庁及び教育機関	17	8	3	3
警察本部	3	3	1	1
計	198	83	50	50

※令和3年5月末現在（所管課の長は、毎年5月末日までに、所管する任意団体の状況について行政企画課長に報告する）。

4 監査対象年度

平成30年度から令和3年度まで

ただし、事務手続等については主に令和2年度を対象とした。

5 監査の実施時期及び実施内容

(1) 実施時期

監査は、令和3年9月から12月までの間に実施した。

(2) 実施内容

ア 実施方法

各機関に監査調書及び資料の提出を求め、当該調書を基に監査委員事務局職員が職員監査を行い、その結果を踏まえて委員監査を実施した。

イ 関係人調査

監査対象機関の職員監査（実地）に併せて、監査対象団体に対し、関係人調査を行った。

[表2 監査対象機関及び団体]

部局名	機関数	機関名	団体の名称
総務部	8機関	行政企画課 市町村振興課 東部振興局 中部振興局 南部振興局 豊肥振興局 西部振興局 北部振興局	九州地方知事会 大分県自治会連合会 東部地区森林・林業活性化協議会 大分中部流域林業活性化センター 佐伯地区流域林業活性化センター 大野地区林研グループ連絡協議会 大分西部流域林業活性化センター おおいたノースエリア連携協議会
企画振興部	3機関	芸術文化スポーツ振興課 統計調査課 交通政策課	芸術文化を通じた青少年健全育成事業実行委員会 大分県統計協会 大分県東九州新幹線整備推進期成会
福祉保健部	6機関	業務室 健康づくり支援課 高齢者福祉課 障害福祉課 障害者社会参加推進室 こころとからだの相談支援センター	大分県行政薬剤師会 大分県難病医療連絡協議会 大分県認知症ヘルスケア研究協議会 大分県障がい児協会 大分県障がい者スポーツ協会 大分県精神保健福祉協会
生活環境部	5機関	生活環境企画課 自然保護推進室 私学振興・青少年課 防災局危機管理室 防災局消防保安室	大分県交通安全推進協議会 大分県温泉調査研究会 大分県少年の船実行委員会 大分県防災行政無線運営協議会 大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会
商工観光労働部	5機関	商工観光労働企画課 工業振興課 雇用労働政策課 産業科学技術センター 県立工科短期大学校	大分人権啓発企業連絡会 大分コンビナート企業協議会 大分県シニア雇用推進協議会 大分県溶接協会 大分県立工科短期大学校後援会
農林水産部	13機関	農林水産企画課 地域農業振興課 新規就業・経営体支援課 水田畑地化・集落営農課 畜産振興課 農村整備計画課 林務管理課 林産振興室 森との共生推進室 漁業管理課 農林水産研究指導センター畜産研究部 県立農業大学校 大分家畜保健衛生所	国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 二豊農業振興会 大分県農業経営者サポート協議会 大分県農業再生協議会 大分県豊後牛流通促進対策協議会 大分県国土調査推進協議会 大分県林研グループ連合会 大分県椎茸振興協議会 大分ジビエ振興協議会 かばすぶり・かばすヒラメ販売促進協議会 大分県肉用牛改良組合連合会 大分県立農業大学校同窓会 鶏病研究会大分県支部
土木建築部	3機関	道路建設課 砂防課 建築住宅課	東九州自動車道大分北建設促進期成会 大分県砂防協会 大分県木造住宅等推進協議会
議会事務局	2機関	総務課 政策調査課	大分県議会スポーツ議員連盟 大分県観光振興議員連盟
病院局	1機関	県立病院事務局総務経営課	大分県自治体病院開設者協議会
教育庁	3機関	教育財務課 社会教育課 体育保健課	大分県公立学校施設整備期成会 大分県社会教育委員連絡協議会 大分県スポーツ振興基金運用委員会
警察本部	1機関	生活安全部地域課	大分県山岳遭難対策協議会
総務部	(再掲)	行政企画課	(任意団体の指導監督の総合調整を所管)
計		50機関	50団体

第3 監査対象事務の概要

1 監査対象団体について

監査対象団体の状況は、次のとおりである。

(1) 設立後の経過年数

監査対象団体の設立後経過年数別団体数は、表3のとおりである。

設立後50年以上経過した団体が最も多く14団体であり、次いで0～9年が12団体であった。

最も経過年数が長い団体は、大分県統計協会の84年で、昭和11年5月設立である。次いで、九州地方知事会と大分県砂防協会が73年となっている。

一方、経過年数が短い団体は、大分県農業経営者サポート協議会（平成30年7月設立）及びおおいたノースエリア連携協議会（平成30年4月設立）が2年、次いで、大分ジビエ振興協議会が3年となっている。

[表3 設立後経過年数別団体数]

(単位：団体)

部局等	団体数	0～9年	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50年以上
知事部局	43	12	2	7	3	7	12
総務部	8	1	1	3	-	1	2
企画振興部	3	2	-	-	-	-	1
福祉保健部	6	1	-	1	-	1	3
生活環境部	5	1	-	1	-	2	1
商工観光労働部	5	2	-	2	-	-	1
農林水産部	13	5	1	-	1	3	3
土木建築部	3	-	-	-	2	-	1
議会事務局	2	-	1	-	-	1	-
病院局	1	-	-	-	-	1	-
教育庁	3	-	-	1	-	1	1
警察本部	1	-	-	-	-	-	1
計	50	12	3	8	3	10	14

(2) 決算状況

監査対象団体の令和2年度の決算額及び決算額別団体数は、表4のとおりである。

決算額は、100万円以上500万円未満の団体が最も多く、26団体であった。

最も決算額が大きかったのは、大分県障がい者スポーツ協会の78,107千円であり、次いで、大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会(73,936千円)、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会(34,100千円)である。

一方、最も小さかったのは、大野地区林研グループ連絡協議会の577千円であり、次いで、大分県公立学校施設整備期成会(709千円)、大分県観光振興議員連盟(765千円)である。

[表4 令和2年度の決算額及び決算額別団体数]

(単位：円、団体)

部局等	決算額	団体数	決算額別			
			100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
知事部局	398,504,881	43	3	23	6	11
総務部	20,775,765	8	1	6	1	-
企画振興部	15,582,901	3	-	2	1	-
福祉保健部	99,999,994	6	-	4	-	2
生活環境部	108,128,075	5	-	1	1	3
商工観光労働部	41,926,706	5	-	3	-	2
農林水産部	103,029,403	13	2	5	2	4
土木建築部	9,062,037	3	-	2	1	-
議会事務局	3,213,090	2	1	1	-	-
病院局	789,736	1	1	-	-	-
教育庁	11,039,726	3	1	1	1	-
警察本部	2,079,097	1	-	1	-	-
計	415,626,530	50	6	26	7	11

※東部地区森林・林業活性化協議会（令和3年5月末決算）、大分県国土調査推進協議会（令和3年7月末決算）、その他（令和3年3月末決算）

(3) 県からの補助金等受入状況

ア 受入額別の状況

監査対象団体の令和2年度の県からの補助金等受入額及び受入額別団体数は、表5のとおりである。

受入れのない団体は、16団体であった。

また、受入額は、100万円未満の団体が最も多く、17団体であった。

なお、最も受入額が大きかったのは、大分県障がい者スポーツ協会の29,952千円である。

[表5 令和2年度の県からの補助金等受入額及び受入額別団体数]

(単位：円、団体)

部局等	受入額	団体数	受入なし	受入あり			
				100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上
知事部局	120,875,930	43	13	14	9	3	4
総務部	2,505,685	8	2	5	1	-	-
企画振興部	4,860,767	3	-	1	2	-	-
福祉保健部	43,573,557	6	2	1	1	-	2
生活環境部	24,583,000	5	-	2	-	3	-
商工観光労働部	2,305,000	5	4	-	1	-	-
農林水産部	42,047,921	13	4	3	4	-	2
土木建築部	1,000,000	3	1	2	-	-	-
議会事務局	0	2	2	-	-	-	-
病院局	306,400	1	-	1	-	-	-
教育庁	9,151,414	3	1	1	-	1	-
警察本部	440,000	1	-	1	-	-	-
計	130,773,744	50	16	17	9	4	4
							34

※財源が国庫でも、団体が県を通して受入れている場合は、受入額として計上した。

イ 補助金、負担金、委託料別の状況

監査対象団体の令和2年度の県からの補助金、負担金、委託料別の受入額及び団体数は、表6のとおりである。

補助金が最も多く17団体であり、負担金が15団体、委託料が5団体であった。

[表6 令和2年度の県からの補助金、負担金、委託料別受入額及び団体数]

(単位：円、団体)

部局等	受入額合計		補助金		負担金		委託料	
	金額計	団体数	金額計	団体数	金額計	団体数	金額計	団体数
知事部局	120,875,930	30	31,123,710	16	21,592,258	13	68,159,962	4
総務部	2,505,685	6	1,968,685	5	537,000	1	-	-
企画振興部	4,860,767	3	-	-	4,860,767	3	-	-
福祉保健部	43,573,557	4	1,371,000	2	1,314,491	2	40,888,066	2
生活環境部	24,583,000	5	14,578,000	2	10,005,000	3	-	-
商工観光労働部	2,305,000	1	-	-	2,305,000	1	-	-
農林水産部	42,047,921	9	12,406,025	6	2,370,000	2	27,271,896	2
土木建築部	1,000,000	2	800,000	1	200,000	1	-	-
議会事務局	-	-	-	-	-	-	-	-
病院局	306,400	1	-	-	306,400	1	-	-
教育庁	9,151,414	2	-	-	9,061,414	1	90,000	1
警察本部	440,000	1	440,000	1	-	-	-	-
計	130,773,744	34	31,563,710	17	30,960,072	15	68,249,962	5

※財源が国庫でも、団体が県を通して受入れている場合は、受入額として計上した。

※補助金と負担金等複数の費目で受入を行っている団体があるため、費目別の団体数の計が受入額合計の団体数と一致しない。

(4) 県職員の役職員への就任状況

ア 役員への就任

監査対象団体の役員に就任している県職員の人数は、表7のとおりである。

就任人数は、1人の団体が最も多く19団体であった。

また、最も就任人数が多かったのは、大分県山岳遭難対策協議会であり、副知事を会長に、警察本部だけでなく知事部局や教育庁も含め14人であった。

[表7 団体の役員に就任している県職員の人数]

(単位：人、団体)

部局等	総人数	団体数	就任人数別団体数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	92	43	10	18	4	-	4	7
総務部	5	8	3	5	-	-	-	-
企画振興部	7	3	-	2	-	-	-	1
福祉保健部	30	6	1	1	-	-	1	3
生活環境部	18	5	-	1	1	-	2	1
商工観光労働部	4	5	2	2	1	-	-	-
農林水産部	22	13	3	6	2	-	1	1
土木建築部	6	3	1	1	-	-	-	1
議会事務局	-	2	2	-	-	-	-	-
病院局	2	1	-	-	1	-	-	-
教育庁	3	3	1	1	1	-	-	-
警察本部	14	1	-	-	-	-	-	1
計	111	50	13	19	6	-	4	8

※同一の職員が複数の団体の役員に就任している場合もある。

イ 事務局員への就任

監査対象団体の事務局員に就任し、任意団体の業務に従事している県職員の人数は、表8のとおりである。

就任人数が0人の団体が3団体あるが、うち1団体は事務局を専任職員のみで構成しており、2団体は役員が事務局の業務を行っていた。

また、最も就任人数が多かったのは、佐伯地区流域林業活性化センターであり、南部振興局の農林基盤部長（当該任意団体の委員）を除く林業関係職員16人が、事務局員として団体の業務を行っていた。

[表8 団体の事務局員に就任している県職員の人数]

(単位：人、団体)

部局等	総人数	団体数	就任人数別団体数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
知事部局	166	43	3	4	4	13	8	11
総務部	52	8	-	-	1	2	1	4
企画振興部	10	3	-	-	-	2	1	-
福祉保健部	23	6	-	-	1	2	2	1
生活環境部	17	5	-	1	-	1	2	1
商工観光労働部	17	5	1	-	1	1	1	1
農林水産部	39	13	1	3	1	4	1	3
土木建築部	8	3	1	-	-	1	-	1
議会事務局	6	2	-	1	-	-	-	1
病院局	5	1	-	-	-	-	-	1
教育庁	14	3	-	-	-	1	1	1
警察本部	4	1	-	-	-	-	1	-
計	195	50	3	5	4	14	10	14

2 任意団体に対する県の関与等について

任意団体の運営は、各団体が制定した規約や規程に基づいて行われているが、任意団体に対する県の関与等については、次のとおりである。

(1) 県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針

県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針（以下「指針」という。）は、平成17年度の行政監査（テーマ「県の庁舎内に事務局を置く任意団体について」）の結果を受け、平成19年5月に行政企画課が策定したものである。

これにより、所管課の長が、任意団体に対して指導監督を行うための統一的な指針が示された。

指針の趣旨は、

- ① 任意団体の業務運営等の在り方について見直しを行う。
 - ② 任意団体の設立及び運営の適正を期する。
- の2点であり、次のとおり規定されている。

ア 任意団体の定義（再掲）

法令上の根拠を有しない県以外の団体であって、県の庁舎内に事務局を置くもの又は当該団体の事務が主として県の庁舎内で行われているものとする。ただし、県職員のみで構成する親睦会、勉強会等の団体は除く（指針第2）。

イ 新たな任意団体の設立及び関与

所管課の長は、県の主導で新たな任意団体を設立、関与しようとする場合には、当該団体を通じて行う県の事務事業の必要性を改めて検討した上で、新設の必要性、関与の必要性、適正な関与及び適正な運営の確保について十分検討を行うものとする（指針第3）。

ウ 既に設立されている任意団体の見直し

所管課の長は、既存の任意団体についても、新たな任意団体設立時と同様の検討を行い、任意団体の廃止又は縮小や合併又は統合、事務局の統合や移管等積極的な見直しを行うものとする（指針第4）。

エ 任意団体の運営に対する指導

所管課の長は、規約等規程の整備運用と遵守（指針第5の1）、総会等の開催（指針第5の2）、適正な予算執行（指針第5の6）、内部監査の実施（指針第5の7）及び経営状況の公表（指針第5の8）等の基準に基づき、任意団体の適正な運営について指導するものとする。

オ 任意団体に対する県の人的関与についての指導

所管課の長は、県職員が役員又は事務局員に就任する場合の必要性の検討や就

任手続等の基準に基づき、任意団体に対する県の人的関与が適正に行われるよう指導するものとする（指針第6）。

カ 任意団体に対する県の財政的関与についての指導

所管課の長は、県の財政的支援や県費支出に係る事務処理の適正化等の基準に基づき、任意団体に対する県の財政的関与の在り方の見直しを行うとともに、任意団体の収入の確保等について指導するものとする（指針第7）。

キ 任意団体による県の庁舎の使用等についての指導

所管課の長は、庁舎の使用許可や県有物品の貸付等の基準に基づき、任意団体による県の庁舎の使用等が適正に行われるよう指導するものとする（指針第8）。

ク 行政企画課への報告

所管課の長は、任意団体の設立、廃止、統合や事務局の移管等を行った場合は速やかに、また、所管する任意団体の状況については毎年5月末日までに、行政企画課長に報告するものとする（指針第9）。

なお、今回の行政監査では、監査対象団体を指針の対象となっている任意団体から選定しており、指針の遵守状況等についても検証した。

(2) 大分県県有財産規則等

任意団体が県の庁舎等を使用するに当たり、使用許可の手続が必要な場合には、大分県県有財産規則（昭和39年大分県規則第28号。以下「県有財産規則」という。）及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（昭和54年3月30日制定。以下「取扱要領」という。）に基づく使用許可等の手続を行う必要がある。

ア 使用許可の手続

財産管理者は、行政財産の使用を許可しようとするときは、使用を希望する者に行政財産使用許可申請書を提出させ、これを受理し、許可の諾否を決定する。使用を許可しようとするときは、行政財産使用許可書を申請者に交付する（県有財産規則第34条及び第35条、取扱要領第5の1、2及び4）。

イ 使用許可の期間

使用許可期間は、3年（電柱、ガス管路等のほか県有財産経営室長の承認を得た場合は5年）を超えることができない（県有財産規則第36条、取扱要領第2の1）。

なお、使用期間を更新しようとするときは、使用期間満了の1か月前までに更新申請書を提出させるものとする（県有財産規則第37条、取扱要領第2の2の2）。

ウ 使用料

使用料の額（年額）は、大分県使用料及び手数料条例（昭和 31 年大分県条例第 27 号）の別表 2 に定められている（取扱要領第 3 の 1）。

なお、県職員と同室の場所を使用する場合の使用許可面積は、使用する者一人当たり 3.3 ㎡とする（ただし、一隅を画し又は一室を使用する場合は、当該専用面積となる。）（取扱要領第 3 の 1 の 1 のウ）。

また、使用料は、県行政側からの必要性等使用許可の相手方及び使用目的により減額又は免除ができる（取扱要領第 3 の 3 の 1）。

エ 使用許可手続を要しない事案

県職員が兼務することにより構成されている団体等の使用部分は、使用許可の手続が不要である（取扱要領第 1 の 3 の 1 のエ）。

(3) 大分県会計規則等

任意団体に県の物品を使用させる場合は、大分県会計規則（昭和 49 年大分県規則第 10 号。以下「会計規則」という。）及び「大分県会計規則の運用について」（平成 7 年 4 月 1 日付け会第 20 号出納事務局長通知。以下「運用通知」という。）に基づく物品の部外貸付けの手続を行う必要がある。

ア 部外貸付けの手続

物品管理者は、その管理に属する物品を部外に貸付けようとするときは、当該物品の借受けをしようとする者から物品借受申請書を提出させ、物品部外貸付調書により、貸付けの決定をし、出納員又は物品出納員に払出しの通知をする。貸付けの決定をしたときは、物品貸付決定通知書を申請者に送付し、当該申請者から物品借受書を徴さなければならない（会計規則第 154 条）。

イ 貸付け期間

貸付け期間は、1 年（光ファイバーケーブルにあっては 10 年）を超えることができない。ただし、必要がある場合は、これを更新することができる（運用通知第 154 条関係）。

(4) 平成 17 年度行政監査の結果

過去に実施した類似テーマの平成 17 年度行政監査「県の庁舎内に事務局を置く任意団体について」において、県の庁舎内に事務局を置く 244 団体の中から選定した 79 団体を所管する 51 機関に対し、任意団体の運営や任意団体に対する県の関与が適正に行われているか、今後の任意団体の在り方等について検討が行われているかなどについて監査を行った。

その結果、任意団体の運営に必要な規程等の整備、県職員の任意団体に対する関

与、任意団体に対する執務場所の提供等について改善・検討を要するものが認められ、次のとおり意見を添えている。

各任意団体を所管する所属にあっては、任意団体が行政財産である県の庁舎内に事務局を置く必要性、県職員が任意団体の業務に関与すること、さらに行政と任意団体との関係や業務分担について県民の目線に立って常にこれを検証することはもとより、今後においても社会経済情勢の潮流を見据え、設立当初の目的・意義や現在の活動内容をみるときに任意団体の果たすべき役割や存続そのものが新たな行政需要に沿ったものであるか適宜見直し、必要な措置を講じると共に、加えて一層の透明性の確保と説明責任が果たせる取組の推進に努めていくことが肝要である。

第4 監査の結果

監査基準第 14 条第 3 項第 1 号から第 7 号（※）までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、重要な点については、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

- ※ 第 1 号 この基準に準拠している旨
- 第 2 号 監査の種類
- 第 3 号 監査対象
- 第 4 号 監査対象機関名
- 第 5 号 監査を実施した期日又は期間
- 第 6 号 監査の主眼
- 第 7 号 監査の実施内容

なお、各号の具体的内容は「第 2 監査の実施概要」に記載

今回の監査の結果、改善又は検討を求める事項の件数は次のとおりであり、詳細については後述する。

改善事項	12件	当該事務の執行基準に照らして適正を欠くと認められる事項等
検討事項	11件	法令等の解釈・運用に疑義が認められる事項等

1 任意団体の運営と県の指導状況について

(1) 事業の運営

監査対象団体において、設立目的に合致した事業運営が行われているかについて監査した。

その結果、一部、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた事業が実施できなかった事例はあったが、いずれの団体においてもおおむね目的に沿った運営が行われていた。

(2) 規約等規程の整備運用

規約等規程の整備運用については、指針第5の1に記載されている。

監査対象団体の規約等規程について監査した結果、おおむね適正に整備され、それに基づいた団体運営が行われていたが、次のような事例が認められた。

ア 規約について

任意団体の存立根拠である規約、会則、定款、設置規程等（以下「規約」という。）については、指針の中で、「任意団体の設置目的」、「所掌する事業」、「役員」、「総会（開催時期、内容及び定足数を含む）」及び「事務局の設置（県の庁舎内に事務局を置くこと等）」等の基本的事項を定めることとされている。

これらは、任意団体の運営においても、県の関与の必要性を検討する上でも重要であり、いずれも適正に規定される必要がある。

規約については、全ての監査対象団体において整備されていたが、一部、基本的事項について整備が不十分な事例が認められた。

[表9 規約における基本的事項について整備が不十分な事例]

基本的事項	確認された事例	該当団体
設置目的	・目的に記載された根拠となる法律名や法律の条文の引用が誤っていた。	大分県シニア雇用推進協議会
所掌する事業	・所掌する事業の規定がなかった。	東部地区森林・林業活性化協議会 大分県難病医療連絡協議会
	・事業ではない事項が記載されていた。	大分県スポーツ振興基金運用委員会
総会	・総会の規定がなかった。	大分県木造住宅等推進協議会
事務局の設置	・県の庁舎内に事務局を置くことについての記載がなかった。	おおいたノースエリア連携協議会 大分県行政薬剤師会 大分県豊後牛流通促進対策協議会 大分県椎茸振興協議会 大分県木造住宅等推進協議会

【改善事項Ⅰ】

規約において規定が必要である基本的事項（設置目的、所掌する事業、総会、事務局の設置）について、表9のとおり整備が不十分であった任意団体に対し、規定を整備するよう指導すること（東部振興局、北部振興局、薬務室、健康づくり支援課、雇用労働政策課、畜産振興課、林産振興室、建築住宅課、体育保健課）。

【検討事項Ⅰ】

各任意団体の運営や所管課における任意団体への指導の適正性と事務の効率性の観点から、規約に記載すべき基本的事項に係る具体的な規定例等を示すことを検討されたい（行政企画課）。

イ 経理に関する規程について

経理に関する規程（以下「経理規程」という。）については、任意団体が適正な会計処理を行うために必要なものである。

任意団体の事業運営の内容によって、経理規程に規定すべき事項は異なると考えられるが、会計事務を適正に処理するためには、収入・支出命令書等の様式や契約における事務手続等の基準、必要な帳簿を定めておく必要がある。

また、会計事務に係る責任者とその役割を規定することで、内部のチェック機能の確立や責任の所在が明らかになるなど、不正防止に繋がると考えられる。

しかし、監査対象団体においては、経理規程を定めていない、又は経理規程があっても必要な事項である収入、支出、契約等の事務手続や会計責任者等に係る規定の全て又は一部が定められていない団体が多くを占めていた。

また、規定されていても、その内容は団体により様々であった。

例えば、次のとおりである。

(ア) 収入・支出の事務手続について

- ・ 収入・支出命令書等の様式のみ定めているもの
- ・ 支出の根拠書類や支払期日、領収証の徴収について定めているもの
- ・ 金融機関への振込により行うことを定めているもの
- ・ 資金前渡、概算払、前金払、立替払、精算払等について定めているもの

(イ) 契約の事務手続について

- ・ 一般競争入札、指名競争入札、随意契約等について定めているもの
- ・ 見積書の徴収、契約書の作成・省略について定めているもの

(ウ) 会計責任者等について

- ・ 会計責任者等を置くことについてのみ定めているもの

- ・ 会計責任者等に、誰を充てるか、誰が任命するかを定めているもの
- ・ 「経理事務に関する責任者として」や「現金・預金の出納保管に関する権限を所掌する」などの役割を定めているもの

帳簿については、経理規程における必要な事項としては指針に記載されていないが、規定がない、又は「必要な帳簿」とのみ規定されているなど、どのような帳簿を備えるべきか具体的に定めていない団体が多い状況であった。

なお、会計書類や支出の事務手続の一つである立替払、契約手続については、後述の「(4)のイの(ア) 会計書類について」、「(4)のイの(ウ) 立替払について」及び「(4)のイの(エ) 契約手続について」にも記載しているが、経理規程の規定整備が必要な事例が認められた。

【検討事項2】

各任意団体の運営や所管課における任意団体への指導の適正性と事務の効率性の観点から、経理規程に記載すべき事項（収入・支出及び契約等の事務手続、帳簿並びに会計責任者等）について、具体的な規定例等を示すことを検討されたい（行政企画課）。

ウ 事務決裁に関する規程について

事務決裁に関する規程（以下「事務決裁規程」という。）については、任意団体が事業運営を行う上で、意思決定の過程と責任の所在を明確にしておくために重要なものである。

しかし、監査対象団体のうち、次の17団体については、決裁権者に関する定めがなかった。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ・ 大分県自治会連合会 | ・ 大野地区林研グループ連絡協議会 |
| ・ おおいたノースエリア連携協議会 | ・ 芸術文化を通じた青少年健全育成事業実行委員会 |
| ・ 大分県東九州新幹線整備推進期成会 | ・ 大分県行政薬剤師会 |
| ・ 大分県難病医療連絡協議会 | ・ 大分県認知症ヘルスケア研究協議会 |
| ・ 大分県精神保健福祉協会 | ・ 大分人権啓発企業連絡会 |
| ・ 大分県溶接協会 | ・ 二豊農業振興会 |
| ・ かぼすブリ・かぼすヒラメ販売促進協議会 | ・ 鶏病研究会大分県支部 |
| ・ 大分県木造住宅等推進協議会 | ・ 大分県自治体病院開設者協議会 |
| ・ 大分県公立学校施設整備期成会 | |

【改善事項2】

経理その他事務処理全般に係る決裁権者について規定していなかった任意団体に対し、規定を整備するよう指導すること（市町村振興課、豊肥振興局、北部振興局、芸術文化スポーツ振興課、交通政策課、薬務室、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こころとからだの相談支援センター、商工観光労働企画課、産業科学技術センター、地域農業振興課、漁業管理課、大分家畜保健衛生所、建築住宅課、県立病院事務局総務経営課、教育財務課）。

エ 専任職員の給与等に関する規程について

監査対象団体のうち、事務局員やコーディネーター等の専任職員を雇用していたのは14団体であった。

任意団体で専任職員を雇用する場合は、当該職員に係る給与規程や職員管理規程等を整備する必要があるが、これらの規程が整備されていなかった事例や、規程があっても実態と異なっていた事例が認められた。

[表10 専任職員の給与等に関する規程が整備されていなかった事例]

確認された事例	該当団体
・規程が整備されていなかった。	大分県スポーツ振興基金運用委員会
・県の会計年度任用職員の規程を準用しているが、明文化されていない。	大分県難病医療連絡協議会

【改善事項3】

専任職員の給与等に関する規程について、表10のとおり整備されていなかった任意団体に対し、規程の整備又は県の規程を準用する旨の明記を指導すること（健康づくり支援課、体育保健課）。

[表11 専任職員の給与等に関する規程と実態が異なっていた事例]

確認された事例	該当団体
・社会保険について、準用規程と実態が異なっていた。	大分県少年の船実行委員会
・健康診断について、規定と実態が異なっていた。	大分県シニア雇用推進協議会
・就業規則について、旧組織の規則を使用しており、実態と異なっていた。	大分県溶接協会

【改善事項4】

専任職員の給与等に関する規程について、表11のとおり規程の内容と実態が異なっていた任意団体に対し、規程と運用が一致するよう指導すること（私学振興・青少年課、雇用労働政策課、産業科学技術センター）。

オ 規約等規程の遵守について

任意団体の事務についても、規約等規程の整備とともにそれを遵守することが重要であり、規定に沿わない実態を放置しておくことは、法令遵守を軽視する体質を作りかねない。

監査の結果、次のような規定に沿っていない事例が認められた。

[表12 規約等規程が遵守されていなかった事例]

規約等規程の種類	確認された事例
規約・規程	・規約や規程の制定及び改正は総会の議決事項とされているが、適切な手続を経ないまま制定や一部改正が行われていた。
経理規程	・作成する帳簿を定めているが、作成されていなかった。 ・10万円以上の契約については、2者以上から見積書を徴することとなっているが、明確な理由を記載せず、1者と随意契約を行っていた。
事務決裁規程	・定められた決裁権者と異なる者が最終決裁者となっていた。
専任職員の給与等に関する規程	・社会保険や健康診断等について、規程の内容と実態が異なっていた。

【検討事項3】

任意団体における規約等規程の適正な運用を徹底させるため、行政企画課と所管課の役割を踏まえ、遵守状況の具体的な確認方法を示す等の対応を検討されたい（行政企画課）。

(3) 総会の運営等

総会等の開催については指針第5の2に、内部監査の実施については指針第5の7に、経営状況の公表については指針第5の8に記載されている。

ア 総会等について

総会、協議会、委員会等団体における最高の意思決定機関（以下「総会」という。）は、任意団体の予算・決算や事業計画その他団体の運営において重要な事項を審議、決定する場であり、規約の定めに従って適切に開催する必要がある。

指針では、規約の基本的事項として、総会（開催時期、内容及び定足数を含む）

について定めるものとしており、規約に定める期日までに開催すること、事前の新年度事業計画若しくは予算の承認及び年度終了後の速やかな決算の認定を行うこと、さらに、事業の進捗状況の報告、課題の把握、事業の見直し等のためにも開催するよう記載されている。

しかし、総会の開催状況について監査した結果、総会で報告や議決すべき事項を諮っていないかった不適正な事例が認められた。

[表 13 総会開催に係る不適正な事例]

確認された事例	該当団体
<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度終了前に総会を開催したため、最終的な決算報告を行っていないかった。 ・総会開催後に最終的な決算とその監査が行われたため、総会では監査報告を行っていないかった。 	大分県難病医療連絡協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・借入れに係る報告を行っていないかった。 ・議決事項となっている規程の一部改正を諮っていないかった。 	大分県シニア雇用推進協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度終了前に総会を開催したため、最終的な決算報告を行っていないかった。 	大分県議会スポーツ議員連盟

【改善事項 5】

総会で報告や議決すべき事項について、表 13 のとおり適正に諮っていない任意団体に対し、今後の総会等の運営について改善するよう指導すること(健康づくり支援課、雇用労働政策課、議会事務局総務課)。

また、指針には記載がないが、総会では重要な事項を審議決定するため、その審議内容及び結果については、議事録として記録する必要がある。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により会員が一堂に会して総会を開催することが難しく、監査対象団体においても、書面での開催が 32 団体と多数を占めた。

その中で、書面開催に係る審議結果を会員に報告していない事例が認められた。

【検討事項 4】

総会における事務処理が徹底されるよう、議事録の作成や書面開催による場合の手続等、具体例を示す等の対応を検討されたい(行政企画課)。

イ 内部監査の実施について

内部監査(監事監査)については、規約において設置された監事により、通帳や現金の実査、通帳と会計帳簿等の照合等、実効性のある監査が厳正に実施されなければならない。

また、監事が、人事異動等により不在となる期間が予測される任意団体につい

ては、その対応方法について、あらかじめ手続等を整備しておく必要がある。

しかし、内部監査の実施状況について監査した結果、監査の内容が不十分なもののや、監査権限のない者により監査が実施されたものなど、不適正な事例が認められた。

[表 14 内部監査実施に係る不適正な事例]

項目	確認された事例	該当団体
監査内容等	・任意団体の会計全体ではなく、一部（国の委託事業分）しか監査が行われていなかった。	大分県シニア雇用推進協議会
	・監事の規定がなく監事不存在のため、監査が行われていなかった。	かぼすブリ・かぼすヒラメ販売促進協議会
	・総会における決算及び監査報告後に決算額を変更したが、最終的な決算についての監査が行われていなかった。	大分県議会スポーツ議員連盟
監事	・当該年度の総会により就任予定の監事が、就任前に監査を行っていた。	東部地区森林・林業活性化協議会 大分中部流域林業活性化センター 佐伯地区流域林業活性化センター 大分県農業経営者サポート協議会

【改善事項6】

内部監査について、表 14 のとおり内容等が不十分であった任意団体又は監査権限のない者が監査を行っていた任意団体に対し、今後の内部監査の実施方法や監事の選任に係る手続について改善するよう指導すること（東部振興局、中部振興局、南部振興局、雇用労働政策課、新規就業・経営体支援課、漁業管理課、議会事務局総務課）。

ウ 経営状況の公表について

指針では、「事務処理や財政支援における県との関わりが深いことから、その運営の透明性を高めるため」公表を行うこととし、その内容を記載している。

県の庁舎内にどのような任意団体が存在し、どのような活動をしているのか、また、県との関わりなどを県民に公表することは、任意団体の説明責任であり、団体運営の適正化に繋がるものと考えられる。

しかし、監査対象団体のうち、経営状況についての公表を行っていたのは 11 団体であり、多くの団体は、公表を行うよう指針に記載されていることについて認識不足のため実施していないとのことであった。

また、任意団体により人的又は財政的支援の有無は様々であるので、中には公表の必要性について疑問を呈する団体もあった。

【検討事項5】

各任意団体の公表が徹底されるよう、公表すべき内容や手段等について、具体例を示す等、改めて検討されたい（行政企画課）。

(4) 経理処理の状況

経理処理については、指針第5の6に、諸規程を整備し規程に基づいた適正な予算執行を行うことなどについて示されている。

ア 現金の取扱いについて

任意団体の予算執行については、指針により、金庫等による現金保管はしないこと（通帳による会計処理とすること）と明記されている。

現金での管理は、紛失等の事故や不正処理を招く環境をつくることになるため、必ず通帳による管理を行わなければならない。

しかし、大分県精神保健福祉協会では、書籍販売に係る会計について、通帳は作成されていたものの、平成28年9月以降入出金の実績がなく、金庫に保管された現金により処理されていた。

【改善事項7】

現金で会計処理が行われていた任意団体に対し、指針に沿った手続とするよう指導すること（こころとからだの相談支援センター）。

イ 経理手続について

経理手続については、経理規程を整備し、それに基づいて実施する必要がある。

監査対象団体の多くが適正に経理手続を行っていたが、次のように改善が必要な事例も認められた。

(ア) 会計書類について

現金又は預金出納簿等の帳簿を作成していなかったものや、収入について、収入命令書等の帳票による決裁がなかったものなど、会計書類の整備が不十分な事例が認められた。

これは、経理規程で会計書類について具体的に規定されていないことが一つの原因と考えられるが、現金事故や不正の防止には、帳票の決裁によるチェックと、定期的な帳票及び帳簿と通帳等の照合によるチェックが重要であり、また、会計書類がなければ、内部監査を適正に行うことはできない。

会計書類を経理規程で定め、正しく作成されることが必要である。

(イ) 経費負担について

県と任意団体、又は任意団体と他団体との経費負担について、区分が明確にされていない事例が認められた。

事例1) 県立農業大学校における学生のための安全対策に係る経費は、本来、県費負担と考えられるが、県費だけでなく、大分県立農業大学校同窓会においても、安全対策のための物品購入経費を負担していた。

【検討事項6】

県と任意団体の経費負担区分の考え方について、整理することを検討されたい(県立農業大学校)。

事例2) かぼすブリ・かぼすヒラメ販売促進協議会と大分県漁業協同組合においては、いずれもかぼすブリ及びかぼすヒラメの販売促進を行っているが、他魚種も含めた販売促進事業を合同で行う中で、協議会の経費の一部に大分県漁業協同組合の負担とすべき経費が含まれていた一方で、協議会の負担とすべき経費の一部は大分県漁業協同組合が負担しており、支出が混同していた。

【検討事項7】

任意団体が負担すべき経費と大分県漁業協同組合が負担すべき経費とを混同しないための確認方法等、今後の対応について検討されたい(漁業管理課)。

(ウ) 立替払について

立替払については、即時に支払ができる、金額確定後に会計処理ができるなど事務手続の軽減や効率的な面においてメリットがある一方で、金額や支出先についてのチェックが行われなまま予算の執行をしてしまうため、不適正な会計処理となるおそれがある。

監査対象団体の中にも、立替払を行った現金について、適正な処理が行われなかったものや、精算が遅れたものなどの事例が認められた。

これらの不適正な処理を抑止するため、支出に当たっては、銀行等口座振込を原則とした上で、立替払に係る規定を整備し、それに沿った適正な事務手続を行う必要がある。

また、立替払の前に、概算払や前金払等の可否について検討する必要がある。

なお、表15のとおり、支払方法について規定していた事例があったので、参考にされたい。

[表 15 支払方法の参考規定（東九州自動車道大分県北建設促進期成会会計規程）]

支出の別等	規定の例
支払方法	<p>金銭の支払いは、原則として銀行振込又は口座振替により行うものとする。ただし、これにより難い特別な事情がある場合は、この限りでない。</p>
概算払い	<p>次の各号に掲げる経費については、概算払いすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 旅費 (2) 官公署に対して支払う経費 (3) 負担金及び委託料 (4) 前各号に掲げるもののほか、概算払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費 <p>概算払いを受けた者は、事業終了後速やかに出納責任者に精算書を提出し、精算しなければならない。</p>
前金払い	<p>次の各号に掲げる経費については、前金払いをすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 官公署に対して支払う経費 (2) 負担金及び委託料 (3) 運賃 (4) 前各号に掲げるもののほか、前金払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費
立替払い	<p>業務上緊急の必要があり、やむを得ず立替払いをした者は、その理由を明記し、証拠書類を添えて、出納責任者にその支払いを請求することができる。</p>

(I) 契約手続について

県の契約事務手続は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）や大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号。以下「契約事務規則」という。）等に基づき適正に執行することで、競争性、透明性及び公平性の確保を図っている。

任意団体においても、財源として県費等の公金が含まれている場合は、県等の契約事務手続と同等の適正な執行が求められ、また、公金が含まれていない場合でも、事務局が任意団体の予算を預かって執行するに当たり会員に対する説明責任は存在するため、任意団体の業務運営に応じた一定のルールが必要であると考えられる。

契約手続について経理規程に定めていない任意団体もあるため、契約事務規則第 34 条第 2 項第 1 号（予定価格が 10 万円未満の契約をする場合等を除き、なるべく二人以上の者から見積書等を徴さなければならない）を基準として契約金額が 10 万円以上の契約について監査した結果、明確な理由を示すことなく一者のみから見積書を徴し契約をしている事例が認められた。

適正な契約であることを示すためには、経理規程に、各任意団体に応じた契約の事務手続を定めるとともに、規定に沿った手続を行う必要がある。

(オ) 任意団体の決算について

会計年度終了後には、速やかに任意団体の収支全てについて反映させた決算書を作成し、内部監査を受けた上で、総会で承認を得る必要がある。

決算書は、会計担当者や会計責任者が定期的に現金や通帳と会計帳簿等の照合確認を行った上で、適正に作成する必要がある。併せて、監事による内部監査も厳正に実施されなければならない。

監査を行った結果、決算書に計上されていない収入や支出が確認された事例があった。

[表 16 決算書に計上されていない収入や支出が確認された事例]

内容	確認された事例	該当団体
預金利息等	・預金利息が計上されていなかった。	大分県難病医療連絡協議会 大分県認知症ヘルスケア研究協議会 大分県議会スポーツ議員連盟 大分県スポーツ振興基金運用委員会
	・借入利息や出資金、出資に係る配当金等が計上されていなかった。	大分県シニア雇用推進協議会
事業費等	・国の補助事業に係る収入及び支出が計上されていなかった。	大分県豊後牛流通促進対策協議会
	・情報機関誌等に係る収入及び支出が計上されていなかった。	大分県椎茸振興協議会
	・県との委託契約に係る収入及び支出が計上されていなかった。	大分県社会教育委員連絡協議会

【改善事項 8】

表 16 のとおり決算書に計上されていない収入や支出が確認された任意団体に対し、適正な決算書を作成するよう指導するとともに、内部監査の実施方法について改善するよう指導すること（健康づくり支援課、高齢者福祉課、雇用労働政策課、畜産振興課、林産振興室、議会事務局総務課、社会教育課、体育保健課）。

ウ その他

(ア) 通帳等の管理について

通帳と銀行等届出印については、管理者を別にするよう指針に示されている。

これは、個人が自由に預金等の引出しができる環境をつくらないようにするためであり、重要な内部けん制であるが、監査対象団体において、同一の者が管理している事例が認められた。

なお、管理者を別にしていても、次のような状況は適正な管理とはいえないので、注意が必要である。

- ・ 管理者は別であるが、最終的に通帳と銀行等届出印を同じ金庫等に保管すること
- ・ 通帳と銀行等届出印を別々の金庫等に保管するが、それぞれの鍵を一人の者が管理すること
- ・ 通帳や銀行等届出印を保管している金庫等の鍵を開けたままにしておくなど、誰でも使える状態にしておくこと

また、ETCカードや燃料カード、切手やレターパックについては、金庫等に保管し、使用簿等による適正な管理を行うことで紛失を防ぐ必要があるが、施錠された場所に保管していない事例が認められた。

(4) キャッシュカードの利用について

監査対象団体のうち3団体が、管理に注意した上でキャッシュカードを利用していた。

今後、事務の効率化や手数料の節減、銀行等の支店の統廃合に伴い、さらにキャッシュカードを利用する任意団体が増加することも考えられるため、通帳と銀行等届出印と同様に、不正防止のための管理について注意事項を整理する必要がある。

また、今後の課題として、インターネットバンキングの利用についても、可否を含め検討していく必要があると思われる。

【検討事項8】

通帳と銀行等届出印の適正な管理を徹底させるため、より具体的な管理方法を示すこと、及びETCカード等やキャッシュカードの管理方法、インターネットバンキングの利用について、具体例を示す等の対応を検討されたい(行政企画課)。

(5) 内部統制の取組

県の知事部局においては、令和2年度から「内部統制制度」を導入し、取組を開始したところである。

監査対象団体においても、現金事故や不正等事務処理におけるリスクを抑制するために、次のような取組を行っている事例があった。

[表 17 内部統制の取組事例]

取組事例	該当団体
・支出の度に、払込確認表を作成している。	大分県交通安全推進協議会
・金庫管理に関する申し合わせ事項を作成し、任意団体の事務局である県と他団体との間で確認している。	大分県農業再生協議会
・任意団体が支出する補助金について、補助対象団体の会計担当者に、事務処理方法の説明会を行っている。	大分県スポーツ振興基金運用委員会
・銀行口座からの出金の際、チェックシート（通帳持ちだし日時等を記載）を作成し、複数で確認している。	

独自の取組として、議会事務局では、不祥事の未然防止を図ることを目的に、「議会事務局不祥事予防対策マニュアル」を平成 27 年 2 月に作成していた。

しかしながら、大分県議会スポーツ議員連盟に関する金庫の利用については、このマニュアルに沿った手続が行われていない事例が認められた。

【改善事項 9】

独自の取組として作成した不祥事予防対策マニュアルについて、職員への徹底を図り、適正な運用を行うこと（議会事務局総務課）。

(6) 任意団体の今後の在り方についての検討等

ア 任意団体の今後の在り方について

任意団体が、今後も継続するのか、廃止や縮小、事務局の移管等を行うのかといった団体の見直しについては、指針第 4 に記載されている。

所管課の長は、設立当初の目的や必要性に照らし、積極的な見直しを行うこととされている。

今回の監査対象機関においては、一部、事務局の移管について検討している団体もあったが、いずれの団体も継続して活動することが必要であるとの判断であった。

引き続き、今後の在り方について検討を行っていく必要がある。

イ 社会経済情勢の変化等に対する取組

社会経済情勢の変化や行政需要に対応し、大分県統計協会においては、経営状態を安定させるために県民手帳等の販路拡大や積極的な広報活動を行うとともに事務経費の節減を行っており、大分県豊後牛流通促進対策協議会においては、PR 効果を高めるために Web や SNS を活用し、イベントの開催方法やターゲットを変更するなどの見直しが行われていた。

2 任意団体への県の関与の状況について

(1) 人的関与（県と任意団体との事務区分等）

任意団体に対する県の人的関与については、指針第6に記載されている。

ア 就任承認手続について

県職員が任意団体の役員又は事務局員に就任する場合、任意団体からの就任依頼及び県からの就任承認等の手続を行うこととされており、これは、県職員が任意団体に関与することを明確にするために必要な手続である。

しかし、一部の役員に対してのみ就任依頼や就任承認手続が行われていた事例や、事務局員の指定手続、役職員への委嘱状の交付を行っている事例は認められたが、監査対象機関及び団体のうち、任意団体に関与する県職員に対し、指針のとおり実施していたのは、農村整備計画課（大分県国土調査推進協議会）のみであった。

イ サービス関係手続について

県職員が任意団体の業務に従事する場合、職務専念の義務を免除する方法と当該業務に従事させる職務命令を行う方法があるが、監査対象機関においては、すべて職務命令としていた。

職務命令による場合は、任意団体に関与する県職員、すなわち、就任承認手続を行った全職員について、その旨事務分掌表に明示又は当該職務命令の内容を書面化するなどにより関与を明確にすることとされているが、多くの監査対象機関において手続が十分ではなかった。

【検討事項9】

事務の適正性と効率性の観点も踏まえ、就任承認手続やサービス関係手続に係る様式や記載例を示すことを検討されたい(行政企画課)。

ウ サービスの区分について

県職員が団体の業務を行う場合、それが県の業務と混同しないように留意しなければならない。

指針では、主に書類の作成において明確に区分するよう示されており、おおむね適正に区分されていたが、次のような事例が認められた。

[表 18 業務を混同していた事例]

内容	確認された事例
書類の混同	・任意団体と県や他団体の文書を同じ簿冊に綴じていた。
	・任意団体の決裁に、県や他団体の決裁伺書を使用していた。
	・任意団体の決裁を県の職名で行っていた。
事務の混同	・事務局員以外の県職員や他団体の職員が、任意団体の決裁等任意団体の事務を行っていた。
	・任意団体が県の登録商標を使用する際、使用許諾手続を行っていなかった。

業務の区分が曖昧になっている理由として、就任承認手続やサービス手続が適正に行われていないことにより、誰が任意団体に関与しているのか、県と任意団体のいずれの業務なのか、という区別する意識が不十分であることが考えられる。併せて、事務決裁規程や決裁伺書の様式を定めておくことも必要である。

このように、業務区分を明確にすることは重要であるが、一方で、任意団体に関与する県職員が任意団体の業務を行う上で、県の財産を全く使用しないことは困難である。

県庁舎の使用、県の物品の部外貸付け及び県が設置するコピー機等を使用した場合の任意団体の費用負担については、指針第8に記載されている。県庁舎の使用や県の物品の部外貸付については、それぞれ県有財産規則や会計規則に規定されており、また、費用負担については、令和3年8月に行政企画課が「任意団体における費用負担の考え方及び算定基準」を示したところである。

しかしながら、電子メールの利用や文書管理システムによる電子決裁の利用などについては、明確な規定がなかった。

ある団体では、地方機関と本庁にそれぞれ任意団体に関与する県職員がいるため、任意団体の決裁伺書を添付した上で、県の文書管理システムを利用している事例があった。

【検討事項 10】

事務の効率性の観点から、県と任意団体の業務の区分を行った上で、県の文書管理システム等の利用について、具体例を示す等の対応を検討されたい（行政企画課）。

(2) 財政的関与（補助金等の県費支出に係る事務処理等）

任意団体に対する県の財政的関与については、指針第7に記載されている。

ア 県の財政的支援について

令和2年度における県から任意団体への補助金、負担金及び委託料の支出の状況は、第3の1の(3)のとおりであり、事務処理等について監査した結果、おおむね適正に行われていた。

しかし、大分県水産物流通加工総合対策事業において、1の(4)のイの(イ)でも記載したとおり、かぼすブリ・かぼすヒラメ販売促進協議会と大分県漁業協同組合の支出が混同していたため、協議会が実施した補助事業の経費の一部に大分県漁業協同組合の負担とすべき経費が含まれ、協議会の補助対象とならない経費に対し補助金を支出していた一方で、協議会の補助対象となり得る経費の一部が大分県漁業協同組合の実施する補助事業の経費に含まれていた。

【改善事項 10】

補助対象外の経費に対し支出した補助金について、適正に処理すること（漁業管理課）。

イ 繰越金について

監査対象団体においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた事業が計画どおりに実施できなかったことなどにより、多額の繰越金が発生した団体もあったが、事業や会費負担の見直しや用途の検討等が行われていた。

ウ 双方代理について

双方代理については、指針により、回避するための方策を講じることとされている。

監査対象団体のうち、県に補助金の交付申請をした任意団体の長と、交付決定者が同一であった事例は大分県交通安全推進協議会のみであったが、大分県交通安全推進協議会要綱第6条第1項第2号に「副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が民法（明治29年法律第89号）第108条の規定に該当するときは、あらかじめ会長の定めた順序により、その職務を代行する。」と規定した上で、交付申請を副会長が行うことにより、双方代理を回避していた。

(3) 任意団体の県庁舎使用における手続等

任意団体の県庁舎使用における手続等については、指針第8に記載されている。

ア 財産（県庁舎の使用許可）について

任意団体の事務局が県の庁舎を使用するに当たり、行政財産の目的外使用許可に係る手続が必要な場合がある。

監査対象団体のうち、13団体の専任職員が県の庁舎内で勤務しているが、そのうち11団体は、専任職員の使用部分について使用許可手続を行っており、2団体は取扱要領第1の3の1のエに該当すると判断し、手続を行っていなかった。

そこで、当該任意団体が使用する庁舎を管理する機関に改めて確認したところ、使用許可手続を行っていなかった2団体のうち大分県防災ヘリコプター運航連絡協議会においては、手続が必要であった。

【改善事項11】

任意団体の事務局が県の庁舎を使用するに当たり、行政財産の目的外使用許可に係る手続を適正に行うこと（防災局消防保安室）。

イ 物品（部外貸付け）について

任意団体の専任職員が、県が所有する事務用机や椅子等を使用する場合は、会計規則第154条の規定に基づく物品部外貸付けの手続が必要である。

また、運用通知第154条関係により、部外貸付けについては、「貸付け期間は1年を超えることができない。ただし、必要がある場合は、これを更新することができる。」とされている。

しかし、大分県シニア雇用推進協議会及び大分県スポーツ振興基金運用委員会では、貸付手続が行われておらず、大分県立工科短期大学校後援会では、貸付手続は行われていたが貸付け期間を3年間としていた。

【改善事項12】

任意団体の専任職員が県所有の物品を使用するに当たり、物品の部外貸付手続を適正に行うこと（雇用労働政策課、県立工科短期大学校、体育保健課）。

ウ 費用負担について

県が設置するコピー機や電話、FAX等を使用する場合には、その使用に係る費用について適切な費用負担を行う必要があるが、令和2年度の財政的援助団体等監査において、応分の費用負担が行われていない事例が認められた。

これにより、(1)のウにも記載のとおり令和3年8月に、行政企画課が、具体的な費用負担の算出方法等を定めた「任意団体における費用負担の考え方及び算定基準」を策定し、所管課へ通知した。

なお、各監査対象団体は、この通知内容を把握し、令和3年度から通知に従って対応することとしていた。

3 任意団体の運営に係る内部統制について

任意団体は、出納審査機関等他の機関のチェックを受けることがないため、団体内部においてリスクを事前に想定し、リスク抑制のための対策を行う必要がある。

そこで、1及び2に記載した監査の結果について、内部統制の視点から整理すると次のとおりである。

(1) 業務に関わる法令等を遵守する ～規約等規程の整備と適正な運用

業務に関わる法令等の遵守は内部統制の目的の一つであるが、任意団体においても、業務運営及び組織体制の基本となる規約等規程の整備と、それに沿った運用が求められる。

しかし、監査の結果、次のとおり規約等規程の不備や、これに沿っていない事務処理が認められた。

- ・ 規約の不備（1の(2)のア）、経理規程の不備（1の(2)のイ）、事務決裁規程の不備（1の(2)のウ）及び給与等に関する規程の不備（1の(2)のエ）
- ・ 規約等規程に沿っていない事務処理（1の(2)のオ）
- ・ 県庁舎使用における取扱要領に沿っていない事務処理（2の(3)のア）
- ・ 県有物品の使用における会計規則に沿っていない事務処理（2の(3)のイ）

規約等規程については、団体設立当初における整備と当初からの適正な運用が重要である。

また、組織として、法令遵守の意識を高く持ち、規約等規程に沿わない事務処理を放置しない体制をつくる必要がある。

(2) リスクを招く環境をつくらない ～リスクの回避・低減

任意団体は、県の事務に比べ現金を直接取り扱う機会が多いため、現金の紛失等の事故や不正処理等のリスク発生の可能性が大きいと考えられる。

これらのリスクを予防するためには、組織として、リスクを招く環境をつくらないことが重要である。

指針においても、「金庫等による現金保管はしないこと（通帳による会計処理とすること）」、「通帳と銀行等届出印の管理者は別とすること」など、具体的な対策を示している。

しかし、監査の結果、次のとおり改善が必要と思われる事務処理が認められた。

- ・ 金庫に保管された現金による会計処理（1の(4)のア）
- ・ 立替払における処理の不備（1の(4)のイのウ）
- ・ 通帳と銀行等届出印及びE T Cカードや切手等金券の不適正な管理（1の(4)のウのア）

原則、現金の保管は行わないこと、個人が自由に預金等の引出しができる環境をつくらないこと、金券等についても金庫等で適正に管理することなど、リスクの回避・低減への対策を講じ徹底する必要がある。

(3) チェック機能を確立する ～内部けん制と内部監査の徹底

リスクを早期に発見し、修正等の対応をするためには、任意団体の内部においてチェックを行う体制を整えることが重要である。

チェックの方法としては、通常の事務処理の中で、例えば、支出や収入等の決裁の都度、複数の職員が確認することや、定期的に担当者や会計責任者が帳簿と通帳を照合することなどが考えられる。

そのためには、事務決裁規程により権限や責任の所在を明確にし、経理規程により帳票や帳簿等チェックするための書類を定めておくことが必要である。

また、会計年度終了後に行われる監事による内部監査も、重要なチェック機能であり、適正に行われなければならない。

しかし、監査の結果、次のとおりチェック機能が不十分な事例が認められた。

- ・ 監査内容や監事について、適正ではない内部監査（1の(3)のイ）
- ・ 会計書類の不備（1の(4)のイの(ア)）
- ・ 決算書に計上されていない収入や支出（1の(4)のイの(オ)）

なお、帳票や帳簿等の様式の工夫やチェックリストの作成等により、効率的にチェックする方法も検討する必要がある。

4 関係機関の役割 ～行政企画課・所管課・部局主管課の連携

監査の結果、1及び2に記載したとおり、多くの任意団体において、規約等規程の不備や指針・諸規定に沿っていない事務処理等が散見された。

任意団体における事務処理等については、各団体がそれぞれ適正に行わなければならないものであるが、県が関与している以上、県としても関係機関が連携して任意団体への指導を行う必要がある。

行政企画課の役割は、各所管課への指針の周知徹底をはじめ、各団体に共通する事項について、事務処理の基準や具体的な手続等を明示するとともに、所管課に対する助言等を行うことである。

また、所管課の役割は、任意団体やその事務に従事する職員に対して、直接、指導監督を行うとともに、様々なリスクの発現を招かないようきめ細かなフォローを行うことが重要である。

加えて、各部局においては、組織・人事・予算等を所掌する主管課が、部局内の各任意団体の在り方や人的・財政的関与等について、行政企画課及び各所管課と連携した上で、積極的な指導や助言、調整等の役割を担うことが望まれる。

【検討事項Ⅱ】

県の関係機関が連携して任意団体への指導監督を行うに当たり、部局主管課の具体的な役割を明示することについて検討されたい(行政企画課)。

各機関における、期待する役割等について整理すると、次のとおりである。

(参考) 各機関の役割とその適切な遂行

区分	行政企画課	部局主管課	所管課	任意団体
期待する役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を踏まえた上での必要に応じた指針の改定とその周知徹底 ・規約等規程に係る具体的な規定例、様式、ひな型等の明示 ・事務の適正性や効率性を考慮した事務処理等に係る統一的基準と具体的な手続等の明示 ・毎年度の現況調査等による実態を踏まえた検証、改善の推進 ・所管課に対する改善指導や助言、フォローアップの継続 ・関係機関の果たすべき役割や責務の周知等も含めた必要な情報等の全庁的共有 ・関係機関等を対象とした定期的な研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・人事・予算等を所掌する部局主管課として、部局内の各任意団体の在り方や人的・財政的関与等について、行政企画課及び各所管課と連携した上で、積極的な指導や助言、調整等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体を通じて行う事業の必要性の不断の検討 ・任意団体に対する指針等の周知と徹底 ・規約等規程の整備とその運用及び事業の適正な運営について指導、助言 ・任意団体の状況、実態を踏まえた適切な指導、助言 ・任意団体の事務に従事する職員に対する指導、助言 ・任意団体が庁舎、物品を使用する場合の、規定に沿った適正な事務処理 ・任意団体に関わらない職員による定期的、又は随時の内部チェックの実施 ・発生可能性のあるリスクの想定とその対応策に係る指導、助言 ・人的関与（県と任意団体との事務区分、業務区分）の明確化とその徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項等を定めた規約等規程の整備 ・規約等規程を遵守した適正な会計処理、事務処理、決裁処理 ・帳簿等の定期的な照合など内部チェック、内部けん制体制の確立と実施 ・金券に準ずるカードや郵券証紙類等の適正な管理 ・決算状況(収支状況)等をはじめとする会計書類の適正な作成と報告 ・リスク抑制（回避、低減）のための環境整備と運用 ・適正な文書作成と所管課作成文書と混同しない適正な簿冊管理及び保存 ・透明性の向上、説明責任を果たすための公表等の推進 ・関わる団体が複数存在する場合における経費負担区分の明確化 ・県が所有する機器等を使用する場合の適切な費用負担 ・前例踏襲することなく、事務の適正化、効率化に向け継続した検証、改善等の推進 ・内部監査(監事監査)の適時適切な実施

まとめ

県の庁舎内には、県の施策を効果的に推進するため、様々な任意団体が事務局を置き、県職員が事務局員として兼務従事するなど、県と密接な連携を図りながら、県政の推進に一定の役割を果たしている。

平成17年度の行政監査では、「県の庁舎内に事務局を置く任意団体について」をテーマとして監査を実施した。これを受け、県は平成19年度に「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」を作成し、所管課による指導強化が図られたところである。

しかし、指針策定後14年が経過する中、県においては内部統制制度が導入され、財務事務等のリスク管理が一層求められるようになった。そこで、本年度の行政監査は、「県が関与する任意団体の状況について」を改めてテーマとし、知事部局や教育庁等、任意団体を所管する50機関及び指導監督の総合調整を担う行政企画課を対象に、任意団体の運営状況、県の指導状況及び任意団体への県の関与の状況について監査を行った。

監査の結果については、第4において述べたとおりであり、監査対象団体においては、おおむね適正な運営がなされていたが、一部に、経理規程を定めていないもの、内部監査が行われていないものなどの事例が認められた。また、県の関与についてもおおむね適正であったが、県職員の任意団体への就任承認手続や服務関係手続が行われていないものなどが認められた。

このような状況を踏まえ、県の施策を効果的に推進するという目的を達成するためには、今後、任意団体の指導及び関与に当たり、特に次の点に留意され、適正かつ効率的に行われることが重要である。

- ① 行政企画課は、任意団体ごとの規程整備や運用に差異がある実態や、所管課による指導監督に課題が認められたことなどを認識の上、実態を踏まえた指針の改正や具体的な規定例等、統一的な基準を示すことなどにより、指導の適正性や事務の効率性の確保を図る必要がある。
- ② 各所管課は、任意団体に対し諸規程の整備・運用や内部監査手続の改善など継続的に指導する必要がある。また、知事部局においては、リスク発現を一層抑制するため令和2年度から内部統制制度を導入しているところであり、所管課は、任意団体の事務においても内部統制機能を発揮させることが重要である。
- ③ 各任意団体は、県とは別組織ではあるが、県職員が役員や事務局員として兼務従事していること、任意団体の多くが県や市町村等からの負担金や補助金等を財源とし事業執行していることなどから、県と同様に透明性の確保や説明責任が求められるため、事務の適正な執行、改善に努める必要がある。
- ④ 各部局の主管課においては、人事や予算等の視点から、部局内の各任意団体の在り方や人的・財政的関与等について、行政企画課及び各所管課と連携した上で、積極的な指導や助言、調整等の役割を担うことが望まれる。

なお、今回、監査対象とならなかった任意団体についても、同様に改善又は検討を要するものが少なくないと考えられる。所管課は、この機会に併せて再点検した上で、あらゆる観点から見直しを行い、指導監督機能の充実・強化を図るとともに、任意団体の事務改善に努め、任意団体がその目的を果たすことを期待するものである。

県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針【抜粋】

総務部行政企画課
H19.5.15 策定
H22.11.10 一部改正

第1 趣旨

県の庁舎内に事務局を置く任意団体(以下単に「任意団体」という。)は、主として県の施策を効果的に推進するため、関係者との有機的な繋がり形成を図る手法として、直接的、間接的に利用されてきたものであり、これまで県行政の発展に一定の役割を果たしてきた。

これら任意団体の業務運営は、本来、団体自らが主体的に判断し、その責任において行うことが基本であるが、近年、社会経済の枠組みが大きく変革していく中で、県の事務事業のあり方の見直しが迫られており、県の事務事業との関わりが深い任意団体についても、設立の意義の検証や、運営の効率・活性化、適正な運営の確保及び透明性の向上を図り、公正かつ公平に業務が遂行され、県民の信頼を確保することが必要になってきている。

このため、任意団体を所管する課等の長(以下、「所管課等の長」という。)が、任意団体に対して指導監督を行う際の統一的な指針を示し、既存の任意団体の業務運営等のあり方について見直しを行うとともに、今後における任意団体の設立・運営の適正を期するため、この指針を策定するものである。

第2 定義等

この指針の対象とする「任意団体」は、次の通り定義することとし、別表1(団体の業務に県職員が携わる団体)及び別表2(団体の業務に県職員が携わらない団体)に掲げる。

法令上の根拠を有しない県以外の団体であって、県の庁舎内に事務局を置くもの又は当該団体の事務が主として県の庁舎内で行われているもの。 ただし、県職員のみで構成する親睦会、勉強会等の団体を除く。
--

なお、別表2に掲げる任意団体については、団体の運営等に関して県の関与がないため、この指針の第3から第7は適用しないものとする。

第3 新たな任意団体の設立及び関与

所管課等の長は、県の主導で新たな任意団体を設立、関与しようとする場合には、当該任意団体を通じて行う県の事務事業の必要性についてあらかじめ検討したうえで、以下の事項について十分に検討を行うものとする。

1 新設の必要性

- ・県の施策を効果的・効率的に推進するためには他に手段がないこと
- ・既存の公社等外郭団体や任意団体と目的や事業内容が重複しないものであること

2 関与の必要性

- ・県の庁舎内に事務局を置くことが必要な合理的な理由があること
- ・県の職員が当該任意団体の業務に携わることについて合理的な理由があること
- ・県が当該任意団体に対して補助金等県費の支出を行う合理的な理由があること

3 適正な関与

- ・当該任意団体に対する県の関与のあり方、果たすべき役割等が、設立当事者間で明確になっていること
- ・臨時的な事業を行う任意団体を設立する場合は、設置期限が明示されていること
- ・立ち上げ支援等の目的で、当分の間、県の庁舎内に事務局を置く場合には、可能な限り事務局の移管時期について明示されていること

4 適正な運営の確保

- ・第5から第8に定める内容が事前に十分検討、準備され、適正な運営が見込まれるものであること

第4 既に設立されている任意団体の見直し

所管課等の長は、既存の任意団体について、第3に定める内容に照らし、積極的な見直しを行うこととし、その結果、次のいずれかに該当するものについては、それぞれ廃止・統合・事務局移管等の整理を行うものとする。

1 任意団体の廃止又は縮小

- (1) 設立目的が達成されたもの
- (2) 設立の意義が薄れ、又は中長期的にみて薄くなることが予測されるもの
- (3) 事業の必要性が低下し、活動実績が少ないもの
- (4) 県が直接民間企業に委託することが可能な事業を主たる事業として行っているもの
- (5) 累積欠損があり、かつ、経営状況等からみて累積欠損の解消が困難と判断されるもの

2 任意団体の合併又は統合

- (1) 設立目的や事業対象は違っているが、重複又は類似の事業内容を実施しているもの
- (2) 事業内容は違っているが、重複又は類似の目的又は対象に対し事業を実施しているもの
- (3) 規模が小さく、財政基盤も脆弱で事業運営が不安定なもの
- (4) 上記1に該当するが、廃止にまでは至らないもの

3 事務局の統合

- (1) 事務事業の効率化・弾力化の観点から、組織体制の簡素合理化・事業の総合化が望まれるもの
- (2) 上記2に該当するが、合併又は統合にまでは至らないもの

4 事務局の移管

- (1) 任意団体における県の関与の必要性が相対的に低下したもの
- (2) 県による立ち上げ支援として必要とされた期間が経過したと認められるもの
- (3) 上記2、3に該当し、併せて事務局を移管することが適当なもの

第5 任意団体の運営

所管課等の長は、次の基準に基づき、任意団体の適正な運営について指導するものとする。

1 規約等規程の整備運用

任意団体の存立根拠たる規約、経理規程、事務決裁規程等の必要な規程を整備し、責任の所在及び意思決定過程の明確化を図るとともに、これら規程の内容を遵守するものとする。

なお、経理規程、事務決裁規程、給与規程等の整備について、大分県の会計規則等に準じた処理が可能な団体は、規約等においてその旨明記し、準用できるものとする。

(1) 規約

任意団体の設置目的、所掌する事業、役員、総会（開催時期、内容及び定足数を含む）、事務局の設置（県の庁舎内に事務局を置くこと等）等の基本的事項を定めること

(2) 経理規程

収入、支出、契約等の事務手続、会計責任者等必要な事項を定めること

(3) 事務決裁規程

決裁に係る手続、決裁権者等を定めること

(4) 給与規程等

専属の事務局員を雇用している団体については、当該事務局員に係る給与規程や職員管理規程等の規程を整備すること

2 総会等の開催

総会等は、規約に定める期日までに開催するとともに、事前の新年度事業計画若しくは予算の承認及び年度終了後の速やかな決算の認定を行うこと

また、事業の進捗状況の報告、課題の把握、事業の見直し等のため、必要に応じて適宜総会等を開催するなど、総会等の機能強化を図ること

3 役員数の適正化

任意団体の意思決定を迅速にし、機動性を高めるため、事業の動向や活動状況等を勘案し、当該団体業務との関連が薄れている役員等については変更し、又は定数から削減するなどの見直しを行うこと

4 事業運営

長期的視点に立った事業計画を策定し、各事業年度の事業計画と実績とを対比させるとともに、経年的な傾向を検討するなど事業効果を検証し、次期事業計画に反映させること

5 収入の確保と財政基盤の強化

任意団体としての自立性の確保に向け、会費の額の見直し等により収支内容・運営体制の改善を図ること

6 予算執行

① 諸規程を整備し、規程に基づいた適正な予算執行を行うこと

ア 金庫等による現金保管はしないこと（通帳による会計処理とすること）

イ 通帳と銀行等届出印の管理者は別とすること

ウ 出納責任者を明確に定めること

エ 決裁については、複数者により行うこと

オ 会計書類の保管期間を明確に定め、適正な書類整備に努めること

カ 出納責任者は定期的に会計書類を点検・確認の上、最低年1回程度は、所属長へ報告すること

キ 出納責任者及び通帳管理者が異動等により会計事務を引き継ぐ場合は、引き継ぎを受ける者が必ず点検を行うこと

② 複数の職員によるチェック体制を確立すること

③ 食糧費及び旅費については、厳正かつ簡素を旨とした適正な予算執行の徹底を図ること

ア 食糧費については、執行基準を策定するとともに、予算執行に当たっては、支出の目的、内容等を精査のうえ、必要最小限にとどめること

イ 旅行命令を発するに当たっては、出張の業務内容を精査のうえ、必要最小限の人員及び期間とすること

④ 業務委託その他の契約事項については、厳正かつ適正な業務執行を行うこと

⑤ 多額の繰越金を有する場合には、事業計画の見直し等により適切な予算執行を行うこととし、恒常的である場合には会費の額の見直し等を検討すること

7 内部監査の実施

規約において監事の設置を明確に規定し、監査権限のある者による監査が行われる等により、業務執行に対する監視体制が十分機能するよう適切な内部監査を行うこと

なお、監視体制を強化するため、複数の監事を設置することが望ましい

8 経営状況の公表

任意団体は、事務処理や財政支援などにおける県との関わりが深いことから、その運営の透明性を高めるため、団体に関する以下の事項について公表を行うものとする。

- (1) 団体の規約等
- (2) 団体の役員
- (3) 団体の事務局（業務に携わる県職員の数等）
- (4) 事業内容
- (5) 収支状況（前年度の決算状況等）
- (6) 県費の受入状況
- (7) その他必要な事項

第6 任意団体に対する県の人的関与

所管課等の長は、次の基準に基づき、任意団体に関する県の人的関与が適正に行われるよう指導を行うものとする。

1 県職員の任意団体の役員又は事務局員への就任

(1) 就任の必要性

県職員が任意団体の役員又は事務局員に就任する場合は、当該任意団体の業務が県行政と密接不可分のもの及び施策推進上特に必要と認められるものに限ること

なお、当該任意団体業務への関与実態がない県職員の就任は認められないものであること

(2) 就任承認手続

県職員が任意団体の役員又は事務局員に就任する際には、当該任意団体からの就任依頼及び県からの就任承認等の就任手続を適切に行うこと

なお、書面による委嘱状等の交付を行う旨が規約に規定されている場合には、当該県

職員に係る書面による委嘱状等を必ず受領するなど適切な手続を行うこと

(3) 服務関係手続

県職員を、当該業務に従事させる場合には、職務専念の義務を免除する方法又は当該業務に従事させる職務命令を行う方法のいずれかの手続を適切に行うこと

職務命令による場合には、当該職務命令が適切になされたことを確認できるよう、事務分掌表に分掌業務が明示される県職員については、所属長が事務分掌表に当該任意団体の事務に従事させる旨を明示することとし、その他の職員についても当該職務命令の内容を書面化する等により、県職員の任意団体への関与を明確にすること

2 県職員の任意団体の役員又は事務局員としての職務遂行

(1) 県職員としての職務との混同

県職員が任意団体の事務を遂行するにあたっては、任意団体の決裁に県の決裁伺書を使用する、任意団体の決裁伺書の押印欄に県の職名を使用する、任意団体の決裁及び支出に任意団体の事務局員以外の県職員が関わる、任意団体が発する文書に県職員としての職名を使用したり県の公印を使用する等、県職員としての職務と任意団体の事務局員としての職務を混同しないように留意すること

(2) 任意団体からの報酬の受領

任意団体の職務遂行に当たり、報酬を受領することはできないものであること

第7 任意団体に対する県の財政的関与

所管課等の長は、次の基準に基づき、任意団体に対する県の財政的関与のあり方の見直しを行うとともに、任意団体の収入の確保等について指導するものとする。

(1) 県の財政的支援

任意団体の形態に応じ、その設立目的、公共性の度合い、事業内容及び事業の収益性等を十分検討のうえ、補助対象事業等を特定し、より効率的な事業運営を指導すること

① 補助金については、県の事業との重複を避け、今日的必要性や事業の実施効果等及び任意団体自らの具体的な歳出削減策を踏まえ、可能なものから補助対象の範囲、補助率等を見直すこと

② 委託料については、委託の必要性や効果等を再検討するとともに、委託内容や委託料の額等についても見直しを行うこと

③ 設立後一定期間経過後も引き続き県の財政的支援が必要な場合には、事業計画等を見直しとともに、任意団体の自助努力を更に喚起すること

④ 県費を受け入れている任意団体のうち、多額の繰越金を有するものについては、事業計画の見直し等により適切な予算執行を指導すること

また、恒常的に多額の繰越金が発生する場合においては当該県費支出の金額について精査すること

(2) 収入の確保と財政基盤の強化

県の財政的支援を恒常的に受けている任意団体については、団体としての自立性確保に向け、会費の額の見直し等により収支内容・運営体制の改善を指導すること

(3) 任意団体への県費支出に係る事務処理

① 双方代理

県費の交付申請を行う者と支出決定を行う者が同一となる双方代理の状態を回避するための方策を講ずること

② 任意団体と県との事務処理担当の区別

県費支出事務に係るチェック機能を有効に働かせるため、県の県費支出の担当者と任意団体の県費受入れの担当者が同一となることをできるだけ避けること

第8 任意団体による県の庁舎の使用等

所管課等の長は、次の基準に基づき、任意団体による県の庁舎の使用等が適正に行われるよう指導するものとする。

1 執務場所

任意団体が県の庁舎等を使用するにあたり使用許可の手続が必要な場合には、使用年度開始前に適切に手続を行うこと

2 県有財産の使用

(1) 県有備品の使用手続

専任の事務局員を置く任意団体が、当該事務局員に机、いす等の県有備品を使用させる場合には、大分県会計規則の規定に基づく部外貸付けの手続を適切に行うこと

(2) 費用負担

電話、FAX、コピー機等の県有財産を任意団体が使用する場合には、その使用に係る費用について、当該任意団体は、適切な費用負担を行うこと

第9 報告

1 所管課等の長は、任意団体の設立、廃止、統合、事務局の統合及び事務局の移管を行った場合は、速やかに行政企画課長に報告するものとする。

2 所管課等の長は、毎年5月末日までに、別途定める様式により、所管する任意団体の状況について、行政企画課長に報告するものとする。

この報告を受け、行政企画課長は、別表1及び別表2に所要の修正を行うものとする。

第10 その他

この指針に定めるものの他、この指針に関して必要な事項は、別に定める。

第11 適用期日

この指針は、平成19年5月15日から適用する。

この一部改正後の指針は、平成22年11月10日から適用する。

※別表1及び別表2は省略